

公立・公的医療機関に対する具体的対応方針の再検証要請への対応について

1. 公立・公的医療機関に対する具体的対応方針の再検証の要請について

(1) 具体的対応方針の再検証の要請の概要

地域医療構想に関するワーキンググループ第 24 回（厚生労働省医政局地域医療計画課、令和元年 9 月 26 日開催、以下「WG」という）において、新公立病院改革プランまたは公的医療機関等 2025 プラン等（以下「プラン」という）に基づく 2025 年の具体的対応方針に対し、再検証を要請する対象となる全国 424 医療機関名が公表された。

これは、2017 年病床機能報告（6 月診療分）に記載された診療実績に基づき、あくまでも高度急性期・急性期機能に着目し、下記の(A)と(B)のいずれかの基準に、全ての分析対象項目が該当する場合に対象となる。

(A) 「特に診療実績が少ない」とされるもの。

・分析対象項目の診療実績が、全国と同規模の構想区域に所在する全ての公立・公的医療機関と比較し、下位 33.3 パーセントに該当する場合に、その項目が(A)指定となる。

※この分析対象項目として 9 項目が指定されている。

(がん・心筋梗塞等の心血管疾患・脳卒中・救急医療・小児医療・周産期医療・災害医療・へき地医療・研修派遣機能)

(B) 診療実績が「類似かつ近接」とされるもの。

・分析対象項目ごとに、同一構想区域内で診療実績が上位 50%に入っている医療機関を実績上位群とする。これに入らない医療機関が下位群として「類似」に該当する。また、実績上位群にあっても、実績が下位群の最高値から 150%以内に該当する場合は、当該医療機関は「類似」に該当する。

・分析対象項目ごとに、自動車での移動時間が 20 分以内である場合に「近接」に該当する。

・上記「類似」と「近接」の双方に該当する場合、その項目が(B)指定となる。

※この分析対象項目として 6 項目が指定されている。

(がん・心筋梗塞等の心血管疾患・脳卒中・救急医療・小児医療・周産期医療)

(2) 今回の公表の性格(あり方)について

・公表はあくまで再検討の要請であり、指定された医療機関の 2025 年の具体的対応方針の変更を強制するものではない。

・具体的対応方針を変更する(=プランを修正する)場合は 2020 年 9 月末までに、**変更しない(プランを修正しない)場合は 2020 年 3 月末までに、当該構想区域の地域医療構想推進委員会において承認を得る必要がある。**

2. 西三河北部構想区域における再検証要請対象医療機関

みよし市民病院

3. 再検証要請に対する、みよし市民病院の対応方針

(1) 2025 年の具体的対応方針について

急性期病床 20 床を回復期病床に転換したい。

	急性期病床	回復期病床	慢性期病床	合計
現在(2020.1.28)	54	14	54	122
2025 年	34	34	54	122

(2) みよし市民病院の今後のプランについて

・現行計画(改革プラン)は平成 32 年度(令和 2 年度、2021 年 3 月)までの計画であり、**現行計画は変更しないこと**としたい。

・そのかわり、**次期計画(2021 年 4 月より施行予定)において急性期病床 20 床を回復期病床に転換する旨を明記**したい。